



鳥取県公報

令和7年4月22日（火）
第9688号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（2件）（242・243）（統計課）・・・・・・・・・・ 2
	手数料の徴収事務の委託（2件）（244・245）（消防防災課）・・・・・・・・ 3
	物品売払代金の収納事務の委託（246）（美術館）・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金の一部改正 （247）（スポーツ課）・・・・・・・・・・ 4
	土地改良区の頭首工管理規程の変更の認可（248）（農地・水保全課）・・・・ 5
	土地改良区の定款の変更の認可（2件）（249・250）（〃）・・・・・・・・ 5
	土地改良区の役員の就任（251）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 6
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（252）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・ 6
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・ 6
◇ 調達公告	落札者の決定（4件）（庶務集中課）・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第242号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県観光客入込動態調査
- 2 調査の目的
観光客の入込数、旅行形態等を把握し、観光施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告
県内全域の観光地点の管理事業者及び行事イベントの実施事業者
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査
県内観光客
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 観光地点別入込客延べ人数調査報告
観光地及び行催事・イベント別の月別観光入込客数
 - イ 観光客入込動態調査アンケート調査
居住地、性別、年齢、宿泊地、宿泊日数、旅行の目的、同行者、訪問回数、移動経路、移動手段、旅行費用及び本観光地を知ったきっかけ
 - (2) 基準となる期間
 - ア 観光地点別入込客延べ人数調査報告
令和7年1月1日から同年12月31日まで
 - イ 観光客入込動態調査アンケート調査
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 報告を求める者
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告 約200事業者
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査 約4,600人
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告
電子メールによる。
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査
委託事業者が県内観光客へアンケート調査を行う。
- 7 報告を求める期間
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告
令和7年4月1日から令和8年1月31日まで
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
令和9年3月31日まで
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第243号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査
- 2 調査の目的
鳥取県内に訪れる外国人観光客の動向を把握し、インバウンド施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内の宿泊施設及び観光施設
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
国籍別外国人観光客及び宿泊客延べ人数
 - (2) 基準となる期間
毎月1日から末日まで
- 5 報告を求める者
県内の宿泊施設約40施設及び外国人割引を実施している観光施設約20施設
- 6 報告を求めるために用いる方法
電子メールによる。
- 7 報告を求める期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
令和9年3月31日まで
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第244号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、令第158条第2項の規定により告示する。

令和7年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
鳥取県危険物保安協会連合会
- 2 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第245号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく工事整備対象

設備等の工事又は整備に関する講習の実施に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、令第158条第2項の規定により告示する。

令和7年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

一般社団法人鳥取県消防設備協会

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第246号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立美術館ミュージアムショップにおける物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
株式会社丹青社	東京都港区港南一丁目 2-70	令和7年3月26日	令和7年3月27日	令和7年3月28日 から令和22年3月 31日まで

鳥取県告示第247号

令和6年鳥取県告示第304号（鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号。以下「産業体育館条例」という。）第10条第2項及び鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号。以下「社会体育施設条例」という。）第11条第2項の規定に基づき令和7年3月27日承認したので、産業体育館条例第10条第3項及び社会体育施設条例第11条第3項の規定により告示する。

令和7年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 利用料金 (1)・(2) 略 (3) 設備利用料 ア～ウ 略 備考 1～3 略 4 メインアリーナ又はサブアリーナを専用利用の方法で利用する場合において、次の表に掲げる電灯数又は照度以上の照明を利用したときは、その区分に応じ、<u>1(1)の表</u>に定める利用料の額に、次の表の第4欄に定める電灯利用料をそれぞれ加算するものとする。	1 利用料金 (1)・(2) 略 (3) 設備利用料 ア～ウ 略 備考 1～3 略 4 メインアリーナ又はサブアリーナを専用利用の方法で利用する場合において、次の表に掲げる電灯数又は照度以上の照明を利用したときは、その区分に応じ、<u>(1)の表</u>に定める利用料の額に、次の表の第4欄に定める電灯利用料をそれぞれ加算するものとする。

(1) メインアリーナ				
区分	照度	単位	金額	
			全面使用	3分の1面使用
メインアリーナ	28%	1時間につき	1,310円	370円
	46%		1,420円	410円
	64%		1,640円	440円
	82%		1,660円	470円
	100%		1,780円	510円
(2) サブアリーナ				
区分	照度	単位	金額	
サブアリーナ	50%	1時間につき	60円	
	75%		100円	
	100%		130円	

5～6 略

2 略

区分		電灯数又は照度	単位	金額
メインアリーナ	全面使用	12灯	1時間1灯当たり	30円
	2分の1面使用	6灯		
	3分の1面使用	4灯		
	サブアリーナ	50%		
		75%	1時間につき	100円
		100%	1時間につき	130円

5～6 略

2 略

附 則

この告示は、令和7年4月22日から施行し、同月1日から適用する。

鳥取県告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定に基づき、大井手土地改良区の頭首工管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 変更後の管理規程の概要

- (1) この頭首工は、大井手頭首工と称する。
- (2) かんがい期は、毎年4月10日から9月30日までとする。
- (3) 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、苗代期は毎秒4立方メートル、移植期及び普通期は毎秒10立方メートル、非かんがい期は毎秒3立方メートルを基準とする。
- (4) 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位計指数が50センチメートル以下に低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。
- (5) 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

2 認可の年月日

令和7年4月2日

鳥取県告示第249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大井手土地改良区の定款の変更を令和

7年4月3日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、東郷土地改良区の定款の変更を令和7年4月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり湖東大浜土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年4月22日

鳥取県東部農林事務所長 丸 田 謙 一

就任した役員の氏名及び住所

理 事 広 澤 榮 司 鳥取市賀露町北二丁目2－7

令和7年3月30日就任 任期 令和8年10月3日まで

鳥取県告示第252号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月22日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社フォージオ	デイサービスセンター悠	東伯郡湯梨浜町はわい温泉31－1	令和7年3月31日	令和7年4月30日	通所介護

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和7年4月22日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種類及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- （1） 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- （2） 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
----------	-----	-----	-----------

経験者講習	令和7年5月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の 各警察署の管内に居住する 者
-------	-------------------------------------	-------------------------	-----------------------------------

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県の知事部局及び警察本部所管施設で使用する電気の供給（東部）
予定使用電力量（供給期間総計）6,419,724キロワット時 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和7年3月25日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 中国電力株式会社
広島県広島市中区小町4-33 |
| 5 落 札 金 額 | 177,016,479円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和7年1月24日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|-------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県の知事部局及び警察本部所管施設で使用する電気の供給（中・西部）
予定使用電力量（供給期間総計）8,740,071キロワット時 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和7年3月25日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 中国電力株式会社
広島県広島市中区小町4-33 |

5 落札金額	205,026,636円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和7年1月24日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給（東部） 予定使用電力量（供給期間総計）10,618,806キロワット時
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和7年3月25日
4 落札者の名称及び所在地	中国電力株式会社 広島県広島市中区小町4-33
5 落札金額	259,363,059円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和7年1月24日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給（中・西部） 予定使用電力量（供給期間総計）15,320,499キロワット時
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和7年3月25日
4 落札者の名称及び所在地	中国電力株式会社 広島県広島市中区小町4-33
5 落札金額	380,595,252円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和7年1月24日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課 鳥取市東町一丁目220